

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1 事業の目的

病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

2 運営方針

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
- (2) 事業の実施にあたっては地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者及び医師会、保健所、市町村等の保健医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 事業者の概要

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
事業者名 はまなす訪問看護ステーション
所在地 〒951-8011 新潟市中央区入船町3丁目3629番地1
TEL 025 (228) 4020 (代表)
FAX 025 (228) 4027

県指定年月日 (訪問看護) 平成12年 4月 1日 1560190082号
(介護予防訪問看護) 平成18年 4月 1日 1560190082号

4 職員の職種、員数及び職務内容

- (1) 管理者 近 美恵子 看護師
管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括します。
- (2) 訪問看護員 6名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当します。
- (3) 事務員 1名(非常勤)
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

5 営業日、営業時間、通常の実施地域

- (1) 営業日 日曜、祝祭日、8月13日～15日・12月30日～1月3日を除く毎日。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時00分
但し、土曜日午前8時30分～午後12時30分
- (3) 営業時間外についても、電話などにより24時間連絡が可能な体制とし必要時は訪問を行います。
- (4) 通常の実施地域
新潟市中央区

6 訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法

訪問看護・介護予防訪問看護の提供にあたっては親切・丁寧を旨とし、以下の方法で行います。

- (1) 主治医の指示書に基づき、利用者に係る居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、

利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書を作成します。

❖なお「訪問看護指示書」の交付により文書料として自己負担金が発生します。❖

- (2) 訪問看護計画の作成に当たっては、内容を利用者又は家族に説明し、同意を得た上で交付します。
- (3) 訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書および訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書を定期的に主治医に提出するとともに、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等とも密接に連携を行います。
- (4) 利用者の心身の状況やご家庭の状況をふまえ、担当の居宅介護支援専門員又は地域包括支援センターの作成する「居宅（介護予防）サービス計画」に沿って、ご家庭においてできるだけ不安なく自立した生活を送られるよう訪問看護・介護予防訪問看護を実施します。

7 訪問看護・介護予防訪問看護の内容

- (1) 病状、障がい、全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) じょく瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活への指導・助言等
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) 精神的な援助（認知症を含む）を必要とする方への援助
- (9) その他在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置

8 緊急時等における対応方法

主治医と迅速に連絡をとり、その連携のもとに適切な対応を行う。また必要に応じ担当の介護支援専門員・地域包括支援センターとの連絡を行う。

9 訪問看護・介護予防訪問看護の利用料

介護保険利用料（一部負担分）は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させていただくこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は、別途書面でお知らせいたします。地域区分により1単位10.21円になります。利用単位数合計に10.21円を乗じた料金の1割、2割又3割が負担額になります。

なお利用料は、1ヶ月まとめて翌々月に請求させていただきます。銀行等での引き落としは、翌々月の25日にご指定の口座より引き落としさせていただきます。手数料は当ステーションで負担致します。

▶ 訪問看護費

20分未満 314単位

週1回以上20分以上の訪問看護が計画されていること。

30分未満 471単位

30分から60分未満 823単位

60分から90分未満 1, 128単位

理学療法士等の場合 1回につき（20分） 294単位

※1日3回以上サービスを提供した場合、1回につき90/100に相当する単位を算定する

▶ 介護予防訪問看護費

20分未満 303単位

週1回以上20分以上の訪問看護が計画されていること。

30分未満 451単位
30分から60分未満 794単位
60分から90分未満 1,090単位
理学療法士等の場合 1回につき(20分) 284単位

※1日3回以上サービスを提供した場合、1回につき50/100に相当する単位を算定する

※利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する

▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

要介護1~4の利用者(1月につき) 2,961単位

要介護5の利用者(1月につき) 3,761単位

▶ 加算利用料金

① 初回加算(I) 月350単位 退院又は退所日の訪問看護

初回加算(II) 月300単位 退院又は退所日の翌日以降の訪問看護

② 退院時共同指導加算 月600単位 退院・退所につき1回

③ 看護・介護職員連携強化加算 月250単位

④ 夜間・早朝加算(18時から22時又は6時から8時) 所定単位数の100分の25

深夜加算(22時から6時) 所定単位数の100分の50

⑤ 長時間訪問看護加算 1回300単位

特別管理加算の対象者に対して、1時間30分以上の訪問看護を実施した場合に加算されます。

⑥ 2人以上による訪問看護の加算 30分未満 1回254単位 30分以上 1回402単位

⑦ 看護体制強化加算(I) 訪問看護の場合 月550単位

看護体制強化加算 介護予防訪問看護の場合 月100単位

▶ 区分支給限度基準額外の扱いとなる加算利用料金

① 緊急時訪問看護加算 月600単位

利用者の同意により、休日や時間外でも相談ができ必要に応じて訪問看護を行います。この場合の訪問看護は、ケアプランに組み込まれます。

1月内の2回目以降の緊急時訪問の場合に夜間・深夜・早朝の加算がつきます

② **特別管理加算 I** 月500単位

利用者が、留置カテーテル、気管切開、気管カニューレ等を使用している場合の管理加算です。

特別管理加算 II 月250単位

利用者が、在宅酸素療法、透析療法、経管栄養法、人工肛門又は人工膀胱、真皮を越える褥瘡点滴注射を週3日以上行う場合の管理加算です。

③ サービス提供体制強化加算(I) 1回につき6単位

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合(I) 1月につき50単位

7年以上の勤続年数の者を30%以上の割合で雇用している場合に加算されます。

④ 口腔連携強化加算 50単位

口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合

⑤ ターミナルケア加算 2,500単位

在宅で死亡した利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を行なった場合、死亡月に加算されます。

▶ 介護保険外の利用料金 (消費税(10%)が含まれます。)

① 所定の訪問看護時間(1時間30分)を超えた場合は、30分ごとに2,200円を徴収いたします。

ただし、特別管理加算をいただいている利用者は除きます。

② キャンセル料 1, 100円

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日営業時間内までにご連絡下さい。
ご連絡がなくご自宅に訪問した場合、上記以降のご連絡の場合にはキャンセル料をいただきます。
容態の急変による受診や入院等、緊急やむを得ない事情の場合はいたしません。

③ 死亡後のケア 11, 000円

10 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、担当の居宅支援専門員又は、地域包括支援センター、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 苦情相談の対応

当事業者に対するサービスに関する相談や苦情は、訪問看護師又は管理者までご連絡ください。

- ・苦情窓口責任者 管理者 近 美恵子 電話 025 (228) 4020

次の機関にも申し立てることができます。

- ・新潟市中央区健康福祉課 電話 025 (223) 7252
- ・新潟県国民健康保険団体連合会 電話 025 (285) 3072

12 サービスにあたっての禁止事項

大切なペットを守るため、また職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ケージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いいたします。

職員に怪我をさせた場合、かかった治療費は全額負担していただきます。

13 サービス利用にあたっての留意事項

- ▶ 訪問看護師に対し、茶菓の接待などをご遠慮ください。
- ▶ 訪問看護(介護予防)でお引き受けできないサービスは、買い物・調理・掃除、年金等金銭の取り扱いなどです。
- ▶ 感染予防のため、お世話の前後に手洗いをさせていただきますので、洗面所をお借り致します。
- ▶ 緊急時呼び出しなどに備えて複数の看護師が交代で訪問させていただきます。
- ▶ 訪問看護師に対してのご意見・ご要望・ご不満などありましたら、ご遠慮なく管理者または担当介護支援専門員又は、地域包括支援センターにご相談ください。
- ▶ 訪問時間や曜日のご希望にはできるだけ応えたいと思っておりますが、ご利用者様の容態急変や、道路事情や災害などで通常の訪問ができない場合があります。あらかじめご了承下さい。

附則 平成 21 年 4 月 1 日 施行 以降一部変更日記載省略 令和 7 年 4 月 1 日 一部変更

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

事業者 所在地 新潟市中央区入船町 3 丁目 3629 番地 1
事業者名 はまなす訪問看護ステーション
管理者名 近 美恵子
説明者名

